

平成24年11月  
本宮市

## 本宮市除染実施計画

【第3版】

※本除染実施計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に開拓する特別措置法」に開通して後示された見直しや新技術の導入による見直しなど適宜改正を行います。

年月日	内 容	備 考
平成23年12月26日	本宮市除染計画（第1版）の策定	
平成24年3月26日	本宮市除染計画（第2版）の策定	
平成24年11月2日	本宮市除染実施計画（第3版） の策定	特措法第36条により名称変更

改正の履歴



# 【話題】画面実施計画

201

年とします。  
（2）除染は長い期間を要することから、中長期的なスケジュールと在庫のスケジュールを定めます。スケジュールは、作業の進歩状況及び新たな除染手法等を考慮し、柔軟に見直す。

## 第6 除染実施区域

文部科学省が平成23年3月28日に実施した航空機モニタリングの結果により市の全域を指す。

### 第7 除染の実施者

（1）国・県・市が管轄する土地及び工作物等における具体的に除染を実施する区域、除染方法等についての、五つに大別します。  
（2）（1）以外の土地及び工作物等においては、市や除染等の措置を行いうものとする。しかし、由井の除染対象の面積は広くあり、行政で全てを行うためには、個人住宅や除染量が低い場合は個人などは周辺についても、市民が住む人の除染への協力をお願いしないわけだらない。また、民間所有地については、土地所有者・事業者等による除染の協力をお願いします。

（3）民間及びこれに対する工作物等については、市の要請によっては、市が除染等の措置等を行うことができるものとします。

### 第8 除染の必要性

除染率は、単純計算では、今後3年で約1分の1に低下し、その後も毎回の超過とともに、空間低減率は2年で約4分の3に減り、30年で約7分の1と低下する場合は継続する。

このようこのまま放射性物質を放置したまでは、放射線量の低下げは解消できません。そのため、空間除染率は年1分約4分の1、30年で約7分の1と低下する場合は継続する。しかしながら、その半減期は、セシウム134の減衰率より遅い。そのため、空間除染率合計を半減する時間は、セシウム134の半減期2年半よりも長いことから、今後数年は、セシウム134の減衰率は年1分約4分の1、30年で約7分の1と低下するといふ試算をしている。

しかし、行政だけではなく市内外を早急に除染することを難しくなる状況で、私たちは健康への影響について大きくなれないことを心配している。この不安を早く解消するために、放射線量を低くしなければならない。そのためには、除染によって放射性物質を取り除く必要があり、除染を早く実施すればほど、私たちの被ばく量を減らすことができる。

### 第9 除染手順・作業の安全管理

（1）除染方法と検査  
（2）除染手順  
（3）作業の安全管理

#### 第10 計画期間及び除染スケジュール

（1）計画期間は平成23年5月から平成23年3月末までの5年間とし、重点期間を最初の2

- 4 -

- 5 -

（6）今後の見通し  
平成24年4月における放射性セシウムを移転削減量で比較するとセシウム134が全体約7割、セシウム137は約3割程度とされています。半減期は、セシウム134が約2年半なのに対し、セシウム137は約30年であり、放射線のエネルギーはセシウム134の約100倍といふことから、今後数年は、セシウム134の減衰率は年1分約4分の1、30年で約7分の1と低下するといふ試算をしており、除染率は年1分約4分の1、30年で約7分の1と低下する場合は継続する。

本宮市は、東京電力福島第一原発事故の事故に伴う放射能漏れによる災害からの復興にあたり、除染を対象とし、市内全般を対象に、環境中の放射性物質による危険をなくして、市が主導となって除染を行いうものとする。しかし、行政だけではなく市内外を早急に除染することを難しくなる状況で、私たちは健康への影響について大きくなれないことを心配している。

しかし、平常時よりも常に被ばく線量を、特措法の基本方針に従い、年間1mSv以下にすることを目標とする。

#### 第11 目標

（1）平成25年4月までに、市民の日常生活環境における空間除染率を市内全域で1μSv以下にすることを目標とする。  
（2）平成23年9月時点の空間除染率が1μSv未満以下の地域においては、平成25年8月末までに、空間除染率を平成23年8月末に比べ約80%低減させることを目指す。  
（3）将来的には、定期被ばく線量を、特措法の基本方針に従い、年間1mSv以下にすることを目標とする。

#### 第12 除染手順

（1）除染手順  
（2）除染手順  
（3）除染手順

### 第13 除染手順・作業の安全管理

（1）除染方法と検査  
（2）除染手順  
（3）作業の安全管理

#### 第14 除染手順・作業の安全管理

（1）除染手順  
（2）除染手順  
（3）作業の安全管理

#### 第15 除染手順

（1）除染手順  
（2）除染手順  
（3）作業の安全管理

#### 第16 除染手順

（1）除染手順  
（2）除染手順  
（3）作業の安全管理

#### 第17 除染手順

（1）除染手順  
（2）除染手順  
（3）作業の安全管理

#### 第18 除染手順

（1）除染手順  
（2）除染手順  
（3）作業の安全管理

#### 第19 除染手順

（1）除染手順  
（2）除染手順  
（3）作業の安全管理

- 6 -

- 7 -



覆土厚さと遮へい効果	
5 cm	51%減
10 cm	74%減
15 cm	88%減
30 cm	98%減

仮設場の管理は、市が行い、定期的に空間線量率を測定し、覆土を行いう場合には、覆土を講じて、人が立ち入らないようにする。また、理髪立場所が不明にならないよう、規制した位置や保管の方法を記録し、監視体制を整える。

#### ① 地下保管

- ・帶水層に通しないように注意し、除去土壤等を保管するための穴を設ける。
- ・穴の底にはあらかじめ透水シートを敷き、水が地中に浸透しないようにする。
- ・排水口等は、フッキシブルコングラナ等で細包する。
- ・雨水浸入防止のためレキシブルシート等の上を透水シートで覆う。
- ・覆土を30 cm以上とする。

#### ② 地上保管

- ・透水シートを敷き水が地下に浸透しないようにする。
- ・排水口等はフレキシブルシート等に入れる。
- ・雨水浸入防止のため透水シートで覆う。
- ・雨水浸入対策は覆土等の上に覆土により遮蔽をする。
- ・汚染されていない土とされた土の上や覆土により遮蔽をする。
- ・除去了土壤等が有機物を多量に含む場合は、ガスの蓄積に注意する。
- ・除去了土壤等が有機物を多量に含む場合は、ガスの蓄積に注意する。
- ・帯水層に通する土等（土砂、草木）の仮設場の設置は、長期的な管理が可能な場所の確保やその安全性確保について市民と市が連携の上を行う。帯水層を設ける場合は別に定める。また、地域において付近住民理解を得ながら購入又は借用して設置するものとし、その基準は市がその場所を、また、購入又は借用する場所を設置した場合は、地役と協議の上、市がその場所を借用し、管理用具を借用し、管理する。市は、仮設場や施設場を設置した際の台帳を作成し、放射線の状況を記録するなど保管状況を記録する。これらの記録を環境省令で定める期間、保存するものとする。

#### （3）仮設場の設置と管理

除染に取り扱った除去了土壤等（土砂、草木）の仮設場の設置は、長期的な管理が可能な場所の確保やその安全性確保について市民と市が連携の上を行う。帯水層を設ける場合は別に定める。また、地域において付近住民理解を得ながら購入又は借用して設置するものとし、その基準は市がその場所を、また、購入又は借用する場所を設置した場合は、地役と協議の上、市がその場所を借用し、管理用具を借用し、管理する。市は、仮設場や施設場を設置した際の台帳を作成し、放射線の状況を記録するなど保管状況を記録する。これらの記録を環境省令で定める期間、保存するものとする。

#### 第12 優先度の考え方

除染作業のスケジュールは、以下の2つの視点から安全・安心の度を考慮し、作業の

- 12 -

- 13 -

優先度を決定する。ただし、優先度は固定的なものではなく、地域の状況や除染手法の開発に合わせて、柔軟に対応する。

（1）市内の空間線量率  
市が行う除染作業は、これまで測定により判明した空間線量率の高い地域から進めるところ。

ただし、空間線量率が比較的低い地域内でも、公共性が高い施設や、新たな測定により発見された局地的に間隔量率が高い地区等は、優先的に除染する。

（2）地域内の土地・漁場  
一つの地域内では、子どもを中心市民が長時間滞在する空間で、早急な除染が必要な空間を優先する。

優先度	土地用途	概要
1	学校、保育園等 住宅・民有地（宅地） 通学路 生活道路 公園、県道はそれぞれ道路管理者が実施するよう相談 公共交通 公共施設 民間施設 その他道路 農地 山林 河川・水路	校庭、園庭を含む 生活空間に近い接触頻度の高い道、雨道などを集中して除染する。 側面を含む 国道、県道はそれぞれ道路管理者が実施するよう相談 しめる。 都道府県、児童遊が場など 事務室・小売店、工場など 国道、県道はそれぞれ道路管理者が実施するよう相談 しめる。 耕作地 山林 河川・水路 今後計画される県等の森林における除染を優先する。
2		

#### 除染スケジュール（第2次）

順位	地区名	空間線量率・ ガスバッジ 合計係数	空間線量率		ガラスバッジ	除染対象 対象数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	～平成27年度	摘要
			平均値	最小値・最大値							
1	和田	1.49	0.86	0.25～1.98	μ Sv/h	学校、保育所	22				放射線の推移を注視し、維持して除染
2	長屋	1.28	0.75	0.27～1.62		住宅・民有地	8,220				除染
3	高木	1.26	0.74	0.36～1.42							
4	仁井田	1.23	0.75	0.28～1.04							
5	閣下	1.20	0.75	0.45～1.09							
6	白岩	1.18	0.68	0.37～1.18							
7	福沢	1.16	0.64	0.28～1.12							
8	鈴沢	1.00	0.59	0.25～0.88							
9	糠沢	0.95	0.52	0.28～0.81							
10	荒井	0.93	0.56	0.16～0.94							
11	本宮	0.93	0.56	0.17～1.23							
12	菅原	0.86	0.45	0.14～1.04							
13	岩根	0.72	0.40	0.15～0.81							
5											
6											
7											

実施については、行政区等の地区単位にて調査をし、市民の意見を聽取しながら計画を策定して実施していくこととする。

※地区別優先順位は、市内の市帯（抽出調査）を対象とした放射線量の調査（H23.9～11実施、航空機モニタリング調査（H23.10、4時点）及びガラスバッジ測定（H23.9～11：3カ月））の結果に基づき区分します。

#### 第13 地域ごとの除染の取り組み

通常路や社会施設等の旅館、地域内の飲食施設、草刈等に対する支援を行う。各市町区内の通学路や開闢、集水路等を市民及びPTA等の自主的・協力的活動により除染活動を行う。（平成23年～平成24年）詳細については本宮市総量低減化活動支援事業助成金交付要綱による。

※1 自治会による除染活動に対して、市が本宮市総量低減化活動支援事業により支援します。

※2 民間施設は施設管理者が協議の上、市が除染を実施します。

- 14 -

- 15 -